

社団法人 日本経済団体連合会

管理事業法の制定にあたっては、兼業、兼職の禁止について検討が行われ、結論として兼業、兼職を許容することになったが、現在、管理団体の役員など許諾事業の関係者が、他の管理団体の役員を兼務している場合があり、そのことが、利用者に不透明な印象を与えていたとの指摘がある。

管理団体の役員等の関係者の間で兼業、兼職することの影響やその是非について検討を行うべきである。

以上